

軽米町農業委員・農地利用最適化推進委員募集要項

1 募集人数

- (1) 農業委員 10人
- (2) 農地利用最適化推進委員 10人

2 業 務

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地の権利に係る許可等の審議を行います
- (2) 農地等の利用の最適化の推進（農地の集積・集約や遊休農地の発生防止解消、新規参入者の促進）のため現場活動を行います
- (3) 農業者等の話し合いの場へ参加し、担い手へ農地集積・集約化を推進します

3 任 期

令和7年4月1日から令和10年3月31日

4 身分及び報酬

- ・軽米町の特別職の非常勤職員となります
- ・年額報酬241,000円のほか、農地等の利用の最適化の推進の活動の実績により年額報酬が支給される場合があります

5 推薦及び応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者

※以下に該当する方については応募資格がありませんのでご注意ください。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 町外に住所を有する者

6 募集期間

令和7年1月10日（金）から令和7年2月4日（火）まで

7 推薦及び応募方法

推薦及び応募の方法は、推薦を受けて申込む方法と自ら応募する方法の二通りとなります。

また、農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

(1) 推薦により申込む

個人又は団体が推薦する場合は、軽米町農業委員候補者推薦書【様式第1号】
又は軽米町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者推薦書【様式第1号】

(2) 自ら応募する

自ら応募する場合は、軽米町農業委員候補者応募書【様式第2号】又は軽米町農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者応募書【様式第2号】

※提出書類の用紙は、役場産業振興又は農業委員会事務局に備え付けるほか、町公式ホームページからダウンロードできます

(URL) <http://www.town.karumai.iwate.jp/>

8 受 付

- ・期 間 令和7年1月10日（金）から令和7年2月4日（火）まで
- ・時 間 午前8時30分から午後5時まで（土日祝日は受付しません）
- ・方 法 軽米町産業振興課又は農業委員会事務局へ、提出書類に必要事項を記入押印し直接提出してください。（提出書類は返却しませんので御了承願います）

9 公 表

- ・募集の状況は、農業委員会等に関する法律に基づき、令和7年1月末に中間報告、令和7年2月中旬頃に最終報告を町公式ホームページ上に掲載します
- ・公表内容については、「委員候補者推薦書」又は「委員候補者応募書」に記載されている住所、生年月日及び電話番号を除いた記載事項となります

10 委員候補者の選考

- ・委員候補者審査委員会において、書類選考（必要に応じて面接等を行う場合があります）により、当該委員会の意見を参考にして、委員候補者を決定します
- ・結果については、推薦者代表及び被推薦者並びに応募者へ3月上旬頃（予定）に文書で通知します

11 その他

- ・必要に応じて追加の提出書類を求める場合があります
- ・申込書に記載された内容の確認のため、必要に応じて本人又は関係機関に対して照会を行うことがあります
- ・推薦又は応募に要する費用は全て申込みをいただいた方の負担となります

12 問い合わせ先

軽米町産業振興課又は軽米町農業委員会事務局（役場庁舎2階）

- ・住所 〒028-6302 九戸郡軽米町大字軽米 10-85
- ・電話 0195-46-4739